

令和7年度第1回文京区公契約審議会 議事概要

日 時：令和7年8月8日（金）午前9時58分から午前11時35分まで

場 所：文京シビックセンター15階 入札室

出席者

（委 員） 磯崎初仁、望月由佳、山口巖、二木玲子、大辻成季、太田至豪

（事務局） 竹田弘一総務部長、木口正和総務部契約管財課長、佐久間英一総務部契約管財課主査、貴答要総務部契約管財課契約係長

傍聴者：6人

1 開会

●会長 皆様おそろいでございますので、ただいまから令和7年度第1回文京区公契約審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様におかれましては、猛暑の中、全員お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。昨年度は当審議会の初年度ということでございましたが、活発な意見交換をしていただき答申まで進めることができました、改めて感謝申し上げます。

今年度も前年度と同様に、活発にご意見を頂戴できればと思っております。また、会議の円滑な運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、議事の開始に当たりまして、まず事務局から、定足数の報告と本日の配付資料の確認をお願いいたします。

●契約管財課長 おはようございます。この4月から契約管財課長を拝命いたしました木口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますけれども、会議の定足数についてご報告いたします。

本日、委員の皆様、全員ご出席いただいておりますので、文京区公契約条例施行規則第8条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

まず、1枚目でございますけれども、次第がございます。1枚おめくりいただきまして、資料第1号は本審議会委員の名簿でございます。また、資料第2号は議事の3の報告に関係します、公契約条例の運用状況についての資料が1枚。続きまして、資料第3号で、令和7年度スケジュールが1枚、資料第4号はホチキス留めしたもので、別紙1から7までセットしたものです。また、参考資料といたしまして、条例が第1号、規則が第2号、あと昨年度の答申書が第3号とい

うこととお配りしております。資料に関して、不足等がございましたらご指摘いただけますか。
大丈夫でしょうか。事務局からは以上です。

●会長 それでは、次第に沿って順次、進めさせていただきたいと思います。

2 諮問

●契約管財課長 諮問書につきましては、区長から預かっておりますので、総務部長から会長にお渡しをさせていただきたく存じます。総務部長、お願いします。

●総務部長 改めまして、皆さん、おはようございます。総務部長の竹田でございます。

昨年度の会議では、皆様から貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございます。本年度も引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、区長から諮問書をお預かりしてまいりましたので、早速、お渡しさせていただきたいと存じます。

(会長に諮問書を交付)

●会長 ただいま、令和8年度労働報酬下限額についての諮問書をこのようにいただきました。これから、この諮問の内容について審議をしていきたいと存じます。

3 報告

●会長 その前に、次第3の報告に入りたいと存じます。

諮問の内容にも関わることでございますので、次第3の報告から進めたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは、資料第2号をご覧ください。公契約条例の運用状況についてでございます。公契約条例は、昨年制定され、本年4月1日から全面的に施行されたところでございます。それでは、この8月までの運用状況について、ご報告申し上げます。

まず1点目で、周知等の取組ということで、条例の適用範囲に該当する旨を入札公告などに記載いたしまして、事業者の皆様に周知しております。また、この条例の内容を説明した手引を作成いたしまして、こちらもホームページで公表しているものでございます。

あわせて、この条例を周知するためのチラシを作成しました。また、労働者向けの周知様式や区のホームページにアクセスしやすくするためにQRコード付き周知カードも作成いたしました。

その他といたしまして、実際に公契約条例を適用した契約の受注者に対し、条例の内容について

て確認を促すためのメールを送付し、受注者が提出すべき報告書の提出状況などを確認しております。さらに、提出いただいた中から、実際に区の職員が現地を訪問して、現場での周知の状況について4件ほど確認したところでございます。

2番の適用件数ですけれども、7月25日現在の契約件数は、予定価格が1億円以上の工事または製造の請負契約として22件ございます。こちらについては、例えば学校の特別教室改修工事ですとか、公園の再整備工事ですとか、そういったものが含まれています。また、予定価格が1,000万円以上の工事または製造以外の請負契約及び業務委託契約で、清掃業務や警備業務といったものについては全部で113件に公契約条例が適用されています。

裏面をご覧ください。労働者等の労働条件に関する事項の報告書ということで、基本的には履行開始後、労働報酬を最初に支払った月の翌月10日までに、受注者から最初の報告書を提出していただくということになっておりまして、7月25日現在で114件が提出されています。資料第2号の報告は以上です。

●会長 ただいま、資料第2号についてご説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等を頂戴できればと存じます。

昨年度、この条例についての周知を十分をお願いしますというご意見がございました。初年度でもございましたので、そのような観点から、かなり多岐にわたる方法で周知を図っているという報告でした。また、現地確認もしているというお話がございました。

●委員 今年の4月1日から施行が始まって、本当に大事な一年が始まったなと思っております。運用状況で最初にかかれていとおおり、やはり周知が最も大事だと労働者側としては思っていますし、しっかりそれが行き渡っているかどうかというところが肝になると思っています。

チラシや名刺サイズのカードなどを作りましたというご説明がございました。区の職員が現場に行って一人一人に渡すということは難しいかと思いますが、実際の現場で働いている皆さんにどう行き渡っているのかというところを、もう少し教えていただければと思います。

あとは、この4月から始まって、事業者の反応というか、どのような現場の声があるのか、また、どのような課題があるのかとか、そういったところも教えていただければありがたいと思います。

●会長 それでは1番目のどういう手順で情報を周知されているか、さらに具体的などころをということで、事務局からお願いします。

●契約管財課長 まず、1点目といたしましては、ホームページに載せているだけではなく、実際に公契約条例に該当する契約を締結された受注者には個別に、公契約条例を紹介したホーム

ページの案内とかをメールにてご連絡いたしまして、労働者への周知をお願いしているところでございます。

あわせて、直接、区の職員が現場に行くことをしております。それぞれ事業者の取組は、職場も違うので様々ですが、いずれの現場も公契約条例を周知するものが掲示されているなど従業員への周知が行われている状況は、まだ4件ですが、確認したところでございます。今後、年度後半に向けて、ほかの現場にも訪問しまして、どのように周知されているかということは、事務局としても把握していきたいと考えているところでございます。

●会長 2点目の事業者の反応はどうかということで、事務局から言える範囲でおっしゃっていただいて、委員から補足がございましたら、感想を含めお願いしたいと存じます。最初、事務局のほうからお願いします。

●契約管財課長 これまでのところ、事業者の方からは、公契約条例を運用するに当たっての成果、課題、その他ご意見というのは特に頂戴していない状況でございます。

●会長 質問などもあまりないですか。

●契約管財課長 そうですね、質問なども特に来ていない状況です。

●会長 はい、分かりました。では、委員のほうから、事業者の受け止めみたいなことはありますか。

●委員 今、ご説明のあったとおり、建築の請負工事においては、今年は1億円以上の工事が22件と大変多いです。というのは、4月から特別教室の改修だけで十数本の工事があって、例年、年に1本か2本程度でしたが、3年半ぐらいで全部の特別教室を改修するということで、今、動き出しております。それで、その7割程度が議決案件で、6月議会、6月末に議決されて7月から実際契約して動き出したので、我々としては報告書を提出して、徐々に現場が動き出しているというところなんです。今のところ、現場の所長から難しい質問とかはもらっていないです。

●委員 私のところで、会社でということではないのですが、出ている東京商工会議所等に関しましては、まだ、十分ヒアリングができていないので、これから、次回に向けてヒアリングしてまいります。

●契約管財課長 先ほどのご説明に、1点補足いたします。こちらの資料に記載の合計135件のうち、公契約条例の実施状況についてのチェックリストの報告を114件いただいておりますが、その内容を拝見しましたところ、各事業者で適正に運用されているところは確認しておりますので、補足させていただきます。

●委員 繰り返しになりますけれども周知も含め、どう実効性を担保するかというところが、こ

の条例の肝だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。あとは、第一義的には労働者に、それが行き渡るかというところですが、条例の趣旨からすれば、広く区民にも理解をいただくということも大事だと思いますので、事業者と労働者だけではなくて、目に留まるようなポスターや広報を活用いただくとか、この学校は契約対象ですよとか、こういった施設や学校給食が公契約という位置づけですよというようなところが、広く行き渡るようなことも、今後検討いただければと思います。

●会長 それでは、今の第3号に関しまして、何かございませんでしょうか。条例の運用状況ということでございました。資料第2号については、よろしいでしょうか。

4 議事

(1) 令和7年度審議会スケジュールについて

●会長 それでは次に、次第4の議事に入ってまいりたいと思います。

まず(1)でございますが、令和7年度審議会のスケジュールについてということでございます。事務局から、ご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは資料第3号をご覧ください。今年度のスケジュールでございます。一番上に公契約審議会の予定を入れておりますけれども、本年度も昨年度同様、年3回の開催を予定しております。本日の第1回につきましては、主に審議に関連する情報の共有を中心に行ってまいります。

第2回につきましては、8月28日の予定で、ご案内を申し上げているところですが、労働報酬下限額の見込額を具体的に定めまして、その結果をもって令和8年度予算に向けて庁内に周知等を行っていく予定です。次回ご審議いただく見込額をベースに、予算編成、予算要求をしていく流れになります。

続きまして、第3回は、10月末から11月上旬にかけてとなりますが、最終的な令和8年度の労働報酬下限額をご審議いただきまして、答申案を作成していただくこととなります。それに基づきまして、正式な答申を11月中旬頃にいただき、最終的に区として労働報酬下限額を決定するという流れを想定しているものでございます。

●会長 前年度には、少しスケジュールが早いのではといったご指摘もございました。その一方で、予算要求、予算編成に間に合わせなければならないということもありますということは、事務局からご説明がございまして、今年度は1回目、2回目を比較的近接する時期に開催し、予算の見込額に反映させるということでございました。少し期間を空けまして、最終決定は10月末か

ら11月ということで、このようなスケジュールを組んだというふうに承知しております。

今回、第1回目は、関連する情報の共有ということでございます。第2回目に予算編成に間に合うように、具体的な金額を見込額という形で審議をしたいというふうに思います。少し時間を置いて、第3回目に答申内容を決定すると、このような手順を考えたところでございます。

スケジュールについては、何かございませんでしょうか。昨年度の経験を踏まえまして、少し工夫をさせていただいたというふうに思っておりますが、3回の審議を予定しているということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、(1)のスケジュールにつきましては、ご承認いただいたということにさせていただきたいと存じます。

(2) 令和8年度労働報酬下限額について

●会長 次の次第4の(2)でございます。令和8年度労働報酬下限額についてということでございます。最初に、事務局からご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは、お手元の資料第4号をご覧ください。令和8年度労働報酬下限額の考え方等についてということで、審議に関係のある情報をいくつかご紹介申し上げます。

まず、1点目といたしまして、工事または製造の請負契約に係る部分でございます。こちらについて、考え方の根拠規定としては、本区の公契約条例第8条第1項第1号のところに、農水省、国交省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価をベースに考えるということが定められています。

具体的な内容は(2)のところになりまして、いわゆる公共工事設計労務単価といわれているもので、所定労働時間8時間当たりの労務単価として設定され、毎年調査に基づき決定されるということでございます。主に10月の賃金を対象に行われているものです。今年の3月から適用されている労務単価につきましては、全国平均で前年度比6.0%引き上げられていて、平成25年度以来13年連続の引上げとなっています。東京都においても昨年度から5.9%上昇しているということでございます。

続きまして、東京23区内の労働報酬下限額の設定状況ということで、こちらにつきましては資料を2枚おめくりいただきまして、別紙2をご覧ください。

工事または製造の請負契約に係る令和7年度労働報酬下限額ということで、他区では、本区を含め14区が公契約条例を制定しております。そのうち1区につきましては、このような具体的な下限額とかは規定せずに、公契約についての基本的な考え方などを整理した条例となっております。

ますので、比較の対象は13区となります。その中で、1の熟練労働者・一人親方についての考え方は、13区のうち本区を含めた11区が、公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて算定する考え方で運用しています。

一方、世田谷区につきましては100分の85としている一方で、足立区につきましては一年前の令和6年3月からの公共工事設計労務単価に100分の95を乗じて算定しているものでございます。

次に、見習い・手元等あるいは年金等受給のために賃金を調整している労働者に関するところでは、11区が軽作業員の公共工事設計労務単価に100分の70を乗じて算定しているところでございます。足立区は一年前の単価をベースに考えているところから、73.4%を乗じて算定しております。この100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額を示しますと、令和7年度は1,619円となるところでございます。

では、戻っていただきまして、資料4の1枚目の裏面をご覧ください。

次に、工事または製造以外の請負契約、業務委託契約、指定管理協定についてご説明いたします。同様に根拠規定がございまして、条例第8条第1項第2号に、地域別最低賃金その他公的な基準を勘案して定めるものとなっております。地域別最低賃金の状況でございしますが、(2)に示されています。まず、最低賃金は、最低賃金法に基づき厚労省の最低賃金審議会において審議されて、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の要素を考慮して決定されるものでございます。

本年度も7月、8月に中央最低賃金審議会で審議がされまして、今週初めに目安が示されたところでございます。あわせまして、中央最低賃金審議会が目安を定めた後に、各都道府県におきまして、地方最低賃金審議会の審議にこの目安が提示されまして、各都道府県の審議会におきましても、その地域の地域別最低賃金の審議がされて、決定されるものでございます。

今年度の状況につきましては、まず、中央最低賃金審議会では東京都の引上げの目安として63円、具体的には1,226円と示されました。昨日、東京地方最低賃金審議会の答申がありまして、中央最低賃金審議会が示した目安と同額の63円が示されたところでございます。

こういった中で、23区内の労働報酬下限額設定状況についてですが、まず、各区の考え方というのは、各区の実情によって異なっておりまして、具体的には区の職員給与や会計年度任用職員の報酬、地域別最低賃金など、それぞれ自治体ごとに様々な要因を勘案しながら定められております。

具体的な数字につきましては、資料を3枚おめくりいただきまして、別紙4をご覧ください。各区の労働報酬下限額と最低賃金とを比較しまして、令和7年度の労働報酬下限額は1,200円台

から1,400円台までございます。平均値は1,367円、中央値は1,350円ということで、それぞれ平均値における最低賃金との差額は上半期で204円になっておりまして、先日決まりました1,226円に対しては141円高い状況です。また、下の表につきましては、本区に隣接した区に特化して抽出したものでございます。先ほどの13区全体とほぼ同様の数値となっています。また、お戻りいただきまして、資料第4号の3ページをご覧ください。

3のその他の事項というところでございます。まず、1点目といたしまして、消費者物価指数でございます。こちらにつきましては、総務省の統計局で出している数値ですが、基準となる年の物価を100として、その時々物価を比較計算したものでございます。2020年、令和2年を100とした場合に令和7年度の総合指数は平均で110.5ということで、令和2年度と比べて1割ほど高くなっていて、昨年の平均値と比べて3.1%の上昇となっております。詳しくは、後ほど別紙5をご参照ください。

続きまして、ハローワークの統計情報でございます。各ハローワークにおきましては、求人の上限金額と下限金額をそれぞれ職種ごとに平均して、賃金の平均値を出していきまして、統計資料として公表されております。

本区を管轄するハローワーク飯田橋の資料を確認いたしましたところ、令和7年度5月までであります。賃金上限が1,316円ということで、昨年度から約2%増えていきまして、下限が1,242円ということで、こちらも約2%増えているというところでございます。こちらの詳細は、別紙6をご参照ください。

続きまして、人事院勧告でございます。こちらは国家公務員の給与水準を決めるために、人事院が毎年勧告を行っているもので、調査対象が本年度から企業規模100人以上かつ事業所規模100人以上の事業所を対象ということに改められました。8月7日には、月例給を平均3.62%引き上げるよう勧告がありました。34年ぶりに前年度比3.0%超えの引き上げ幅となっています。

続きまして、景気動向指数ということで、内閣府の経済社会総合研究所が公表している指数で、生産、雇用、様々な指標の動きを総合することによって、景気の状況把握や予測をするために用いられます。7月25日の発表では、5月の速報値で「悪化」となっていた判断については、改定値では「下げ止まり」に修正されました。また、6月分の速報値が昨日発表されまして、引き続き「下げ止まり」というところでございます。

こうした関連する様々な統計の情報なども鑑みまして、考え得る算定方法ということで最後の別紙7をご覧ください。令和8年度の労働報酬下限額について、現時点で考えられる算定方法を提示いたしました。

まず、工事または製造の請負契約につきましては、昨年度に引き続き、公共工事設計労務単価に対する一定の割合を乗じて得た額をベースに考えていければと思います。熟練労働者・一人親方については、労務単価に100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額といたしまして、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者や年金等の受給のために賃金を調整している労働者については、職種「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額としていくというところでございます。

次に、工事または製造以外の請負契約及び業務委託契約については、最低賃金と他区の労働報酬下限額の比率に基づく算定方法が考えられることから、昨年度と同様の考え方ですが、それを今年度に当てはめますと、令和7年度の他区の労働報酬下限額の平均値1,367円を、今年度の上半期に適用された最低賃金1,163円で除して得た比率に、令和7年度の改定される最低賃金1,226円を掛けると1,441円になります。昨年度は、同様の計算をした結果、1,291円となりました。

また、②につきましては、昨年度1,291円に関して、ご審議をいただき結果として1,295円ということで、最終的に4円上がったというところを踏まえまして、仮に今年度も同様な形で金額を上げるとしましたら1,445円になるというところでございます。

続きまして、指定管理協定ですが、基本的には、工事または製造以外の請負契約及び業務委託契約の算定方法に準じるものでございます。ただし、文京区外に所在する施設の指定管理協定につきましては、具体的には長野県に八ヶ岳高原学園という施設がありまして、指定管理者で運用されている施設がありますが、その施設が所在する県の最低賃金法で定められた地域別最低賃金額に、東京都の最低賃金に対する労働報酬下限額として定めた額の増加率を乗じて得た額とする方法が考えられます。

長野県の施設につきましては、来年度、指定管理者を募集・選定を行う予定があるため、目安になる考え方を整理していただければと考えております。これに関する関連資料としては、3枚ほど戻りまして、別紙3をご覧ください。東京都と長野県の最低賃金の推移でございます。2025年につきましては、今回、東京都については1,226円となりますが、長野県については中央最低賃金審議会で示された額を当てはめますと1,061円となります。

東京都と長野県の最低賃金には差がありますので、長野県の施設につきましては、この差を反映した金額を考えていければというところで、お示ししました。

●会長 かなり多岐にわたる情報をご説明いただきました。ここは重要でございますので、最初に関連する情報、すなわち別紙7以外の別紙6までのところで、最低賃金の状況とか、他区の状況とか、こうした様々な状況について、まず、ご質問をお願いしたいと存じます。

その後、それを踏まえて考えられる算定方法、別紙7についてご意見をいただければと思います。今年度の審議の前提となる情報についてのご質問を先に、その後、考えられる算定方法について審議したいというふうに、分けて議論したいと思いますよろしくお願いします。

それでは最初に、関連する情報についてご質問していただきたいと思います。いかがでしょうか。昨年と同様の情報ではあったかとは思いますが、ここもかなり変動があるなと思います。ちょうど昨日、答申があったりして、非常に流動的、動きのある様々な情報、データだったと思います。データについての確認、あるいは、どのように理解するのかといったことも含めて何かございませんか。

●委員 いろんな指標、数値を出していただいて、非常にタイムリーに、まさに昨日、いろんな公的な数字が出揃いました。それで1点質問ですが、昨年来、申し上げているとおり、公契約条例に関しては、公共サービス、公務労働という側面がございますので、他区では勘案基準に入れているところもありますが、文京区の会計年度任用職員の時給単価が、今、現状どうなっているのかを教えてください。一般事務と現業職、我々の感覚とすれば、現業職の方の働き方と公契約条例の下で働かれている方の性質というのは非常に近いかなと思っております。参考数値として、もし手元をお持ちだったら教えてください。

●契約管財課長 令和7年度の本区の会計年度任用職員は、アシスタント職の報酬単価で申し上げますと、一般事務の時間額は1,368円でございます。また、技能業務については、時間額1,400円になっているところでございます。

●委員 単価は分かりました。給与改定があると、公務員は4月から遡及されると思いますが、この方たちも遡及されるのですか。

●契約管財課主査 原則として遡及されます。

●会長 ほかにいかがでしょうか。前提となる数値、仕組みなどについての確認、質問をお願いしたいと存じます。よろしいですか。

それでは、考えられる算定方法、これは次回以降の審議につながる部分でございますが、ご意見をいただければと思います。これについてのご質問も、もちろん結構でございます。

●委員 まず、工事または製造のところになりまして、昨年もお話しましたが、実際に未熟練工が軽作業員の業務なのかというところが1点ありまして、今回の説明で現場を回っていただいているということですので、ぜひ、実際の作業内容と基準になっているものが合致しているのかどうかというところを、ご確認いただき、お知らせいただければと思います。

公共工事の労務調査では、確かに未熟練というか新入職の方に関して、業種に分別できないと

いう場合には軽作業員という形で調査上は出していることもあるようです。その上で、公共工事設計労務単価に当てると思うのですが、未熟練だけがなぜ7割になっているというところは、やはり大事だと思います。なぜ、一般職種が9掛けで、未熟練だけが7掛けなのかというところを、改めて説明いただければと思います。

●契約管財課長 まず、前段のご指摘につきまして、実際に公契約条例が適用された現場に行ったり、事業者と接する機会があったりしますので、そういった機会を通じて、ご指摘のあった点など現状を把握できるように努めてまいりたいと思っております。

軽作業員の単価の件ですけれども、確かにご指摘のとおり、これだけ多くの職種がありまして、労務単価自体は確かに職種ごとにより変わっていることは承知しているところでございます。新人の方につきまして、例えば仮に今の労務単価の各職種に、例えば8割や7割を掛けることも理屈としてはあり得ますが、これはあくまでも労働報酬下限額というところになります。各仕事の内容、職種の内容、実態によって、同じ見習の方でも様々な状況があると思いますので、全体的に統一的に下限額として示す目安としては、軽作業員の100分の70で、今年度では1,619円になっているところです。全ての雇用の賃金状況を調べたわけではありませんが、いくつか調べたところから判断すると、金額としても決して大きく離れた数値ではないのかなというところがございます。

●委員 実際に軽作業員で働いている率が、どのくらいなのかも含めて、今年度ご確認いただければと思います。神奈川県内のある自治体だと、軽作業員の比率が非常に高く、結局、そこが公契約条例の抜け穴になってしまうというところもあります。そうすると品質が確保できるのかというのもあり、自治体によっては軽作業員の比率を3割だとか2割だとかに設定しているところもあります。初年度に関しては実情を踏まえて、どういうことが考えられるのかというのを見ていただければと思います。

●会長 今の点について事業者側の両委員、何かコメントはございますか。見習等の業務の実態、それから7割掛けというところについては、特に違和感はないでしょうか。

●総務部長 参考までに教えてほしいのですが、軽作業員だけでなく、例えば鉄筋工だとか、とび工だとか、いろいろな職種があり、熟練工の金額には開きがありますが、見習工のような場合に、例えば軽作業の見習工に対する実際の賃金の相場みたいなものと、もともとの単価が高い職種に対する見習工の賃金の相場みたいなものとに差はあるのでしょうか。

●委員 これは、前にも申し上げていますが、我々もきっちりとは把握しづらい。というのは、発注するときは、サッシを作ってもらって、それを現場で職人さんが取り付けて、それで幾

らという契約をします。そうすると、その中の労務費が幾らというのは、なかなか正確な数字は出てこない。現場では、例えば手元の人は本当にサッシを運ぶだけ。熟練工の人は溶接をして止めていくという形なので、発注のときに、材料が幾らで労務が幾らなんて明確にしろといっても、下請業者の懐になかなか及んで、そこまでは言いづらいところがありますので、必ずしも正確にはつかめていないです。ただ、サッシで言うと、二人組になって、一人は溶接をする人、もう一人は主に運ぶというような組合せで来ているのが現実かと思います。

●総務部長 そのような実態だとすれば、今までの考え方には、それなりに合理性があるように思います。今の例で言えば、見習工が実際にサッシの取り付けまでをやっているというように、どこまでの仕事をやっているのかと疑問に思いましたので。

●委員 結局、品質の低下につながってしまうので、監督がチェックしています。

●会長 ほかに、いかがでしょうか。考えられる算定方法、今年度の方針になるところでございます。

●委員 業務委託に関して、少し意見を述べさせていただきます。

まず、今日は初回なので、先ほど、会長がおっしゃったように情報共有が主というところで、前年度の振り返りも含めてと思います。公契約条例が制定された自治体の金額は一覧で出させていただきました。文京区は、初年度ということもあり、結果としては13区の中では一番低い金額になりました。最低賃金は全国で6.0%平均、東京都は昨年比べて5.4%の引き上げというところですが、現実的には実質賃金は下がり続けているわけで、6か月か7か月連続で実質賃金は下がっているという統計も出ています。

一定の質を確保し、人材も確保していく中で、一定の水準を確保するということは必要だと思います。業務委託に関して言えば、昨年度、議論を尽くした結果だと思いますが、文京区を近隣区とのバランスで考えたときに、金額では真ん中ぐらいのポジションなのかなという感覚は持っています。具体的な議論は次回以降になると思いますが、昨年と同様の考え方や認識だと、また最下位に甘んじてしまう可能性があるかと危惧しています。ぜひ、今年は、そういったことも加味した上で、適正な労働報酬下限額が決められればいいかなと思っているところです。最低賃金は全国で6.0%、東京で5.4%ですし、連合の2025年春闘の集計だと全国で5.25%です。東京が少し下がり5.23%という集計もあります。相場的には5.0%から6.0%ぐらいの賃上げ率になっていると思います。ただ、それでも実質賃金は下がっているという現実はありますが、そういった状況の中で来年度の金額を決めるに当たって、次回以降、具体的な議論ができればと思っています。

事業者の皆さんから、現場の働いている方とか事業者側の立場から労務費の状況について、どんな肌感覚を持っていられるのかを、ぜひ聞かせていただければと思います。

●会長 分かりました。重要なお指摘だと思います。何か、今の点についてありますか。

●委員 肌感覚というか、公契約ではないですが、実際の業務をやっている中で、本当に賃金を上げてあげたいと思っています。ただ、同じように、実際に仕事をしている事業者が5.0%上げていただけるかという、難しい状況です。上がらないです。公契約の仕事の方は上げていただいたとしても、一般の会社だと本当に厳しい状況が続いているということです。

●委員 その件とは違いますが、昨年度、工事関係は労働報酬下限額の90%ということで決めましたが、区の入札において、予定価格の90%よりも低いところで決まるという現実があります。ダンピング受注する事業者は80%台でも決まることもあり、そうなると下請発注が適正に行われない可能性があります。よほど本社経費や現場経費を圧縮しなければ、そのような数字にはならないと思います。そのことを前から申し上げていますが、元請の受注金額が低くても決まってしまうと、90%という数字が守られないケースもあるのかと思います。ダンピングは減っているという考え方はありますが、今年の特別教室発注に関しても、調査対象になった案件がありました。

●契約管財課長 本区のダンピング防止に関する制度として、低入札価格調査制度と最低制限価格制度という二つの仕組みがございまして、まず、最低制限価格制度は、予定価格の75%から92%の範囲内で算出された一定の金額よりも低く入札された場合には、失格になるというところでございます。

一方、低入札価格調査制度は、予定価格の75%から92%の範囲内で算出された一定の金額をベースに、その金額よりも低く入札された場合には個別に、いろいろお話を伺い、調査委員会を開いて、きちんと労務単価を維持しながら、この工事とかの履行が可能かどうかを審査しているところです。今のような懸念は、二つの制度を、より厳格に適正に運営していくことで対応していきたいと考えております。

●委員 低入札価格調査の対象で、公契約条例の労務単価が守られているかという疑問はあります。

●契約管財課長 事業者にはヒアリングする際には、実際に工事を適切に実施できるか、工事の履行能力のところのみならず、従業員の皆さんへの報酬の支払いなどもヒアリングを通して確認し、その上できちんと支払われることが確認できれば、その価格での入札を認めるというふうになっております。

●委員 対象工事の比率が75%から92%に決まっていますよね。この中で、特定の案件が何%下回っているから調査しますという、そのパーセントは事後に公表になるのですか。

●契約管財課長 具体的な数字は発表にはならないですが、制度としては75%から92%で枠がありまして、それぞれの発注の案件ごとに計算しています。

●委員 私たちの肌感覚としては、82%で入札した人が下請発注を90%守れるのかなというのは、ちょっと疑問ではあります。

●契約管財課長 今の委員のご指摘を踏まえて、この低入札価格調査制度の仕組みで生かしていきたいと思います。

●会長 確かに入札の際に、人件費の部分を配慮して入札してくださいというのは大事なことですよね。

●総務部長 入札公告のタイミングでは、一応、この案件が公契約条例適用になりますよとご案内した上で応札いただいているところではございます。ただ、今、議論にありましたように、実際、低入札価格調査制度で低かったものにつきましては、より丁寧に労務単価等についてヒアリングしていきたいと思います。

●会長 事務的なチェックがされているということですね。重要な点だと感じました。ほかに、いかがでしょうか。別紙7の「考えられる算定方法」のところでございます。

●委員 質問ですが、複数年度にまたがる契約の場合、毎年、下限額が上がっていく中で、その上乘せ分というのは、どのようなのでしょうか。

●契約管財課主査 複数年度契約の場合、基本的には契約締結年度の労働報酬下限額が適用されることになります。例えば2年目、3年目という次年度のところについては、契約締結年度の労働報酬下限額が適用され、次年度以降に労働報酬下限が上がった場合には、それに可能な限りご対応してくださいということになります。ただし、指定管理協定においては、年度協定により最新の労働報酬下限額を適用する方針です。

●委員 委託事業者の方で、それを加味して、できたら上げてくださいというお願いベースみたいなことですね。令和8年度は下限額がこうなりましたということは知らせるのですか。

●契約管財課長 今のところ個別に知らせるということは想定しておりませんが、令和8年度の労働報酬下限額が決まったときには、ホームページにて周知しますし、手引も更新しますのでこれにより周知を図ります。

●委員 今後の課題でいいかと思いますが、単年度契約ではなくて複数年度にまたがる契約の場合、毎年、最低賃金もそうですけれども労働報酬下限額が上がっていく中で、条例との整合性

の問題というのは、起こり得ると思います。

工事にはインフレスライドがありますが、業務委託契約や指定管理協定については、そのようなものが想定されていませんでした。そのため、公契約条例により毎年度下限額が上がっていく中で、それが適用されないということが起こり得るので、ぜひ、そのところは今後上げてほしいと思っているところです。

●会長 確かに複数年度にまたがる契約の場合、2年度以降ですけれども、なるべく最新の下限額に合わせる努力義務があるとする、何かお知らせする機会があってもいいかと思います。こうなっていますよ、ということは必要かもしれません。条例の運用にも関わるころだと思います。

●契約管財課長 先ほどご報告いたしましたとおり、現時点ではホームページでのご案内という考えでしたが、今日のご指摘を踏まえまして、さらにプラスアルファした周知方法を次年度については検討したいと思います。

●会長 そうしていただければと思います。ほかに、いかがでしょうか。

2の業務委託契約についての考え方、具体的な試算だと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

●委員 平均値1,367円をベースにするのは、ある程度、合理的とは思いますが、ただ、昨年と同じ方法だと、また最下位になる可能性があるのではないかと危惧しています。他区も同じような考えの中で、昨年の金額に対して、どう上乘せしていくかということになると思いますので、文京区内での公共サービスに見合った適正な金額がどうなのかということは、次回以降、議論できればと思います。

あとは、昨年も申し上げましたが、実際にこの業務委託、指定管理で働いている方の大部分は、その報酬を生計費として実際に生活されているかと思います。高校生や大学生のアルバイトがたくさんいるということではないと思いますので、それで本当に生活ができる水準なのかという視点で、労働報酬下限額の考えができないのかなというふうに思います。仮に1,295円として1日8時間労働して、8月であれば稼働日が20日として大体20万円超えるぐらいになるかと思います。そこで、実際に手取りが税金や社会保険料が引かれて、それで本当に文京区内で生活ができるのかなという。そういった視点も必要ではないかなと思います。

●委員 昨年度の議論の中でも、手取りは幾らになって、実際生活していくとどうなるだろうというリアルな話が出てきたと思いますが、20万円ちょっとの総支給額ということになりますと、ここから15%超は社会保険料等で引かれますから、ご家族の状況などにもよりますけれども、16

万円台ぐらいの手取り額ということになります。それで生活となると、どうなるだろうということがあります。少し離れるかもしれませんが、下限額を検討するに当たって、別紙4の各区の下限額を見たときに、6年度から7年度にかけての増減幅が、他区はかなり大きくなっていて、前年度と比べますと200円近いアップを決定された区もあります。文京区は初めてだったということもありますが最下位でした。順位を別に競うものではないと思うので、最下位だからどうということはありませんが、ただ、各区がどのように検討されて、これだけの上げ幅を決定されたのかというのは、知りたいところであります。

これから検討していくに当たって、最終的にどのぐらいプラスしていこうと考えることを皆さんと相談していくに当たって、各区の検討状況などが、もし分かれば、教えていただければと思います。もちろん各区の実態に応じてというところはあると思いますから、そのまま取り入れるということではないと思いますけれども、検討状況を知ることができればありがたいと思います。

●契約管財課長 今回の時点で分かる範囲でご説明いたします。6年度から7年度の特別区の上がり方が高くなった要因の一つとして、特別区人事委員会勧告の上げ幅が、5年度から6年度よりも6年度から7年度の方が高かったというのが背景にあります。もちろん、それ以外の要因もあるかと思いますが、特に会計年度任用職員についての上昇が影響していると思います。

ちなみに国の人事院勧告は、昨日公表されまして、先ほど話題に出た5.0%とかよりは低めの3.6%の上昇ということでしたが、それを踏まえて特別区をはじめ各地方自治体の人事委員会において審議を重ねた上で、勧告が秋頃示される流れになっているところでございます。

●委員 多く払ってあげたいと自分の会社で思ったときに、収入がどのぐらい増えているだろうというところを考えます。区の収入としても、どのぐらい増えたのか、そのお財布の中で、どのぐらい払えるのかということになるかと思うので、最下位とかということよりも、区として健全にお支払いできる金額を知るには、区の収入がどうかということも一つ決定するときの要素にしたかどうかと思いましたので、それは情報共有をお願いしたいなと思いました。

●総務部長 一番分かりやすいのは税收かなと思っていて、人口がどんどん増えているところがあるので、そういったところのいろんな指標みたいなものは考えられるかなと思います。

●契約管財課長 取りあえず、今日は少ししかお調べしていないので、次回、改めて調べてまいります。今、話題になりました区の財政、これは予算ベースで一般会計予算というのがありまして、令和6年度には1,270億円であったものが、令和7年度予算では1,470億円となり、15%ほど増えています。その中で、特別区税収入が令和6年度には395億円であったものが、令和7年

度には434億円を見込んでいるということで、約10%の増加というところでございます。

確かに、特別区税は人口も増えているところでございまして、増加傾向にはある一方、本区の歳入の重要な割合を占める特別区財政調整交付金がありますが、これは、景気に左右されるような財源でございますので、その辺りについては、次回お調べして報告できるようにしたいと思います。

●委員 今、計算しましたが、令和5年から令和6年にかけては6.9%増えていて、昨年、確かに10.7%まで上がっていますけれど、かなり大幅な引上げになりましたが、ほかの区が出揃う前に出してしまうと状況が分からなくて、またどんどん差が広がっていくこともありえます。疑問ですが、工事以外のところに関しては、かなり急いで予算を立てなければならないので、このスケジュールになりましたが、公共工事設計労務単価は来年3月までで次年度の単価はまだ示されていない。予算の作り方というのは、どういう考え方なのか。

●契約管財課長 委託にしても工事にしても、今月2回ご審議いただいた後、本区において9月から予算編成の手続が事実上始まりますので、そのルールに乗せまして、今回11月中に答申をということであります。8年度の区の予算編成における事務処理の中で、より適切な予算要求の流れからすると、まさにこのタイミングということになるものです。

●契約管財課主査 工事の予算要求については、基本的に区においても積算ができますので、事業者に見積りを徴取しなくても、ある程度、予算概算を要求することができます。業務委託については、基準となる単価がないため基本的には参考となる見積りを事業者に依頼し、それを踏まえ、予算要求していく必要があります。

●会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

前年度の他区が決めるときの要素について、事務局で調べいただくことはよろしいでしょうか。人事委員会勧告を踏まえたというお話でしたが、改めて確認していただければと思います。人事委員会勧告は何月ぐらいに出るのですか。

●契約管財課長 国は昨日出まして、特別区は例年10月中旬頃に出ることが見込まれます。

●会長 そうすると、第3回の審議には間に合うということですね。

●契約管財課長 そうです。

●会長 分かりました。それから、区の収入について、関連すると思われるものを次回、紹介していただければと思いますが、その点も大丈夫でしょうか。

●契約管財課長 大丈夫です。

●会長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議は、ここまでといたしまして、次回以降、継続したいと思います。

(3) その他

●会長 次第の(3)でございますが、その他ということでございます。事務局からお願いいたします。

(日程調整)

●会長 そのほかに皆様のほうから、何かご意見、ご質問、確認等はございませんでしょうか。

●委員 これも昨年来申し上げていることですが、審議会の傍聴の人数について、今年は努力いただいて5名から7名と2人増えましたけれども、もう少し増やせないかなと思うので、今後ご検討いただければと思います。

●会長 ご検討をお願いいたします。

5 閉会

●会長 それでは、第1回審議会をこれで終了とさせていただきたいと思います。次回は労働報酬下限額の見込額、予算に反映するための見込額、これを決めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

本日は議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。以上をもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。